# 独立行政法人国立美術館法施行令 （平成十八年政令第百六十二号）

独立行政法人国立美術館法（以下「法」という。）第五条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

###### 一

財務省の職員

###### 二

文部科学省の職員

###### 三

独立行政法人国立美術館の役員

###### 四

学識経験のある者

##### ２

法第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

##### ３

法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文化庁企画調整課において処理する。

# 附　則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年三月二六日政令第五九号）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年九月二七日政令第二六六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成三十年十月一日から施行する。